

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	地方税(県税)に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県は、地方税(県税)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・岡山県は「地方税(県税)に関する事務」を行うために「税務システム」を使用している。
- ・税務システムに係る保守運用業務及び税務事務の一部を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課し、情報セキュリティ遵守状況を確認している。
- ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者、照会範囲を限定、追跡調査のため、システムの使用記録を保存するなど対策を講じている。

評価実施機関名

岡山県知事

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税(県税)に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税のうち県税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 1. 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、狩猟税、鉱区税、軽油引取税等) 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務
③システムの名称	税務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条1項及び別表第一の16の項。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の28の項。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岡山県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡山県総務部総務学事課行政情報・不服審査班 700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 086-226-7214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡山県総務部税務課電算管理班 700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 086-226-7242

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	岡山県総務部総務学事課行政情報班	岡山県総務部総務学事課行政情報・不服審査班	事後	組織名称の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署②所属 長	黒住 正志	岡崎 雅彦	事後	人事異動
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数・いつの時点の計数 か	平成26年10月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	計数時点の変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数・いつの時点の計数 か	平成26年10月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	計数時点の変更
平成30年5月16日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署②所属 長	岡崎 雅彦	中村 陽介	事後	人事異動
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数・いつの時点の計数 か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計数時点の変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数・いつの時点の計数 か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計数時点の変更
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署②所属 長	中村 陽介	税務課長	事後	様式変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数・いつの時点の計数 か	平成31年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	計数時点の変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数・いつの時点の計数 か	平成31年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	計数時点の変更
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数・いつの時点の計数 か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	計数時点の変更
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数・いつの時点の計数 か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	計数時点の変更
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数・いつの時点の計数 か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	計数時点の変更
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数・いつの時点の計数 か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	計数時点の変更